

駅前交通広場利活用ガイドライン

令和7年8月 策定

東大阪市土木部道路管理室

道路管理課(道路管理者)

目次

1. ねらい・目的	P 1
2. 利活用エリア	
永和駅前交通広場	P 2
俊徳道駅前交通広場	P 5
3. できること	P 9
4. 利活用できる人・団体	P 10
5. 利活用するための手続き	P 11
6. 道路占用許可に必要な書類	P 12
7. 利活用料金	P 13
8. 使用できる設備	P 14
9. 気持ちよく利活用してもらうために	P 18
10. 料金のまとめ	P 21
11. 様式集	P 23

1. ねらい・目的

ねらい

地域の活性化やにぎわい創出のため、イベントやマルシェ、フリーマーケット等を開催する場として、道路空間である駅前交通広場の活用を積極的に進めていく。

また、駅前交通広場を活用することで、東大阪市及び地域のPRになることや、健全な維持管理機能を確保した効果も期待できる。

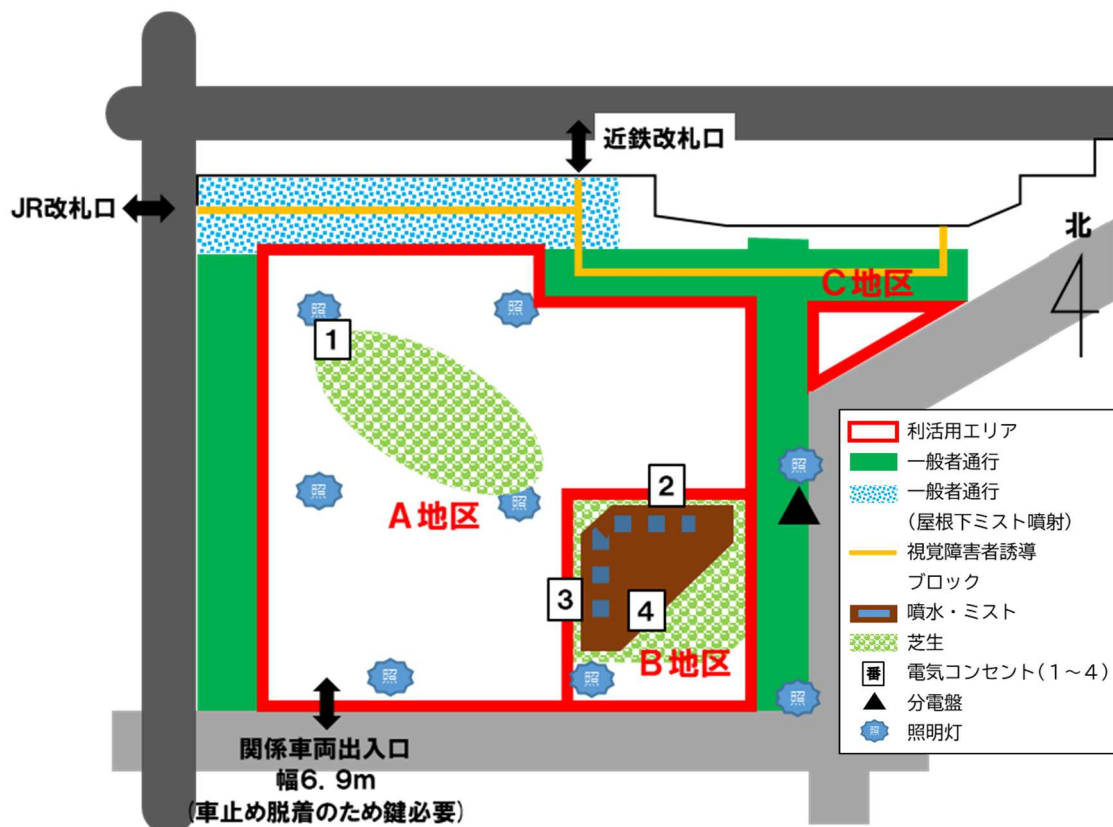
目的

ねらいを実現するため、プレイヤー(占有者)※が駅前交通広場を安心・安全かつ円滑に利活用できるよう、道路法第32条第1項に基づき、手続き・ルールを定めた「駅前交通広場利活用ガイドライン」を策定する。

※プレイヤー(占有者)とは、市や水道局などの地方公共団体や、地方公共団体が支援する市民や民間事業者をいう。



永和駅前交通広場



- ❗ 緑色の一般者通行エリアは、3m以上の幅を確保してください。
- ❗ 視覚障害者の通行のため、誘導ブロックの両端から60cmを確保してください。
- ❗ 噴水・ミスト・照明灯の稼働状況は変更できません。
- ❗ 噴水・ミストの付近では濡れる可能性があります。事前に、現地でご確認ください。
- ❗ 噴水・芝生での店舗やキッチンカーなどの固定施設の設置は認めません。
- ❗ 電気コンセントを使用する場合は、14ページを参照してください。別途手続きが必要です。
- ❗ 車止めの鍵が必要な場合は、道路管理課で借用してください。なお、当日の貸出しは行っておりません。必ず、使用日の前日もしくは前日が休日の場合は、開庁している日の直近日にお越しください。
開庁日 平日の9時～17時30分

永和駅前交通広場

■利活用エリア

A地区 (803㎡)



B地区 (171㎡)



C地区 (42㎡) 駐輪場限定使用になります。



■電気コンセント

1 照明灯柱の根元



鍵を開けると差込み口

2~4 噴水台の足元



切欠きの中に差込み口

差込み口



各2口

永和駅前交通広場

■一般者通行エリア

A地区 西側



JRスロープの壁から3m確保

B地区 東側



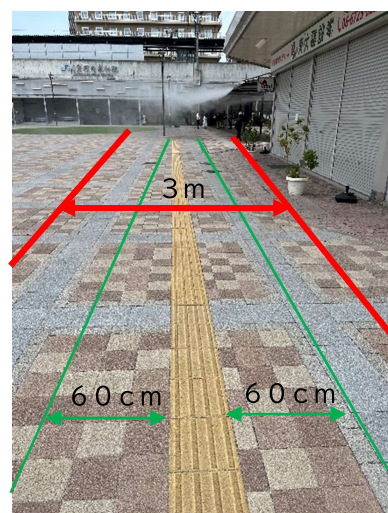
芝のラインから

A地区 北側（屋根下ミスト噴射）



屋根の下は占用禁止

A・C地区 北側



誘導ブロックの両端から
60cm確保

俊徳道駅前交通広場



- ⚠ 緑色の一般者通行エリアは、3m以上の幅を確保してください。
- ⚠ 視覚障害者の通行のため、誘導ブロックの両端から60cmを確保してください。
- ⚠ 噴水・ミスト・照明灯の稼働状況は変更できません。
- ⚠ 噴水・ミストの付近では濡れる可能性があります。事前に、現地でご確認ください。
- ⚠ 噴水・芝生での店舗やキッチンカーなどの固定施設の設置は認めません。
- ⚠ 電気コンセントを使用する場合は、14ページを参照してください。別途手続きが必要です。
- ⚠ 車止めの鍵が必要な場合は、道路管理課で借用してください。なお、当日の貸出しは行っていません。必ず、使用日の前日もしくは前日が休日の場合は、開庁している日の直近日にお越しください。
開庁日 平日の9時～17時30分

俊徳道駅前交通広場

■利活用エリア

A地区 (57㎡)



B地区 (68㎡)



C地区 (114㎡)



D地区 (172㎡)



俊徳道駅前交通広場

■利活用エリア

E地区 (331㎡)



F地区 (100㎡)



■電源コンセント

1 屋根の柱 (2口)



2 屋根の柱 (2口)



3 分電盤の中 (4口)



4 コンセントBOX (8口)



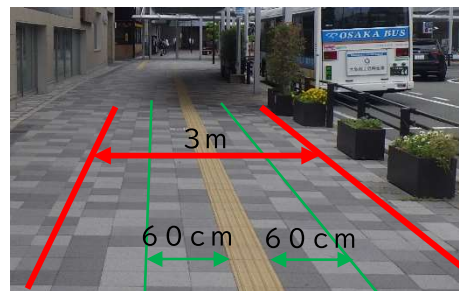
分電盤の側面

俊徳道駅前交通広場

■一般者通行エリア



屋根の下は占用禁止



- ・ 3mの通行空間を確保
- ・ 誘導ブロックの両端から60cm確保

■駐輪場出入口（出入口は塞がないこと）

西側



東側



3. できること

イベント

マルシェ、ライブ、発表会、地域の祭り など

物 販

フリーマーケット、朝市、クラフト など

飲 食

キッチンカー、屋台 など

その他

展示会、イルミネーション、大道芸、ワークショップ など

❗上記以外でも、駅前交通広場を利活用できるケースがあります。一度、東大阪道路管理者までご相談ください。

注 意

下記事項に該当する場合、又はおそれがあると判断した場合は、駅前交通広場の利活用を認められません。また、すでに利活用が許可されている場合は、許可を取下げます。なお、プレイヤーが、これにより生じた損害については、道路管理者は一切責任を負いません。

- ✓ 青少年の健全な育成を阻害し、または阻害するおそれがあると認められる場合
- ✓ 道路利用者及び近隣住民の迷惑となるもの、また危険がおよぶおそれがある場合
- ✓ 人権侵害、差別または名誉棄損となるまたはそのおそれがある場合
- ✓ 単に個人、団体の利益のみを追求して実施する場合
- ✓ 政治、宗教勧誘を目的とした活動である場合
- ✓ 騒音、異臭、その他公序良俗に反する行為である場合
- ✓ 保健所許可など必要な手続きがプレイヤーでできない場合
- ✓ その他、駅前交通広場利用目的の趣旨に該当しないと判断した場合

4. 利活用できる人・団体

以下の人・団体がプレイヤー(占有者)に該当します。

ア. 地方公共団体

東大阪市の各部課、水道局 など

イ. 地方公共団体が支援する路上イベントの実施主体

地方公共団体が支援する理由及び内容並びに当該利活用に係る意見が、12ページに述べる道路占有許可申請書に付されていること。

例：東大阪市の各部課が発行する副申書 など

ウ. 地方公共団体を含む地域住民・団体などの関係者からなる協議会など

注 意

下記事項に該当するプレイヤー、又はおそれがあると判断したプレイヤーは、駅前交通広場の利活用を認められません。また、すでに許可されている場合は、許可を取消げます。なお、プレイヤーが、これにより生じた損害については、道路管理者は一切責任を負いません。

- ✓ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益となり、またはその恐れがあると認められるもの
- ✓ プレイヤーが暴力団または暴力団員である、または、その者と直接的あるいは積極的に繋がりがあるもの
- ✓ 申請者が、過去の利用実績において、許可条件もしくは施設の利用上の遵守事項に違反し、または道路管理者の指示に従わなかったものが申請したもの
- ✓ 市に金銭的支援を求めるもの
- ✓ 活動主体を担えない(事業実施の責任を負えない)もの
- ✓ 申請書の記載事項や実施内容に虚偽があった場合や行政からの指導に従えないもの
- ✓ 破産者であって復権していないもの及び会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされているもの、又は、民事再生法に基づき更生手続きの申し立てがなされているもの
- ✓ 国税及び地方税を滞納しているもの

5. 利活用するための手続き

STEP 1 事前相談（随時）

利活用の目的や実施内容について
プレイヤーとして認めらるか
利活用日の空き状況の確認 など

STEP 2 道路占用申請（利活用日の2週間前までに申請）

申請の受け付けは、利活用日の90日前から可能です。（12ページ参照）
申請時に受け付け手数料500円を現金で支払いし、利活用日が確保されます。
（地方公共団体は無料）
利活用日の確保は、受け付け手数料支払い順となります。

STEP 3 協議書の受取り（道路占用申請から1週間で発行）

申請書類に不備があれば、受取り可能日は長くなります。

STEP 4 道路使用許可申請・許可手続き

布施警察署で手続きを行ってください。
住所 東大阪市下小阪四丁目1番48号
電話 06-6727-1234

STEP 5 道路占用許可書の受取り（道路占用申請から2週間で発行）

申請書類に不備があれば、受取り可能日は長くなります。
占用料を納付してください。（13ページ参照）

STEP 6 電気設備使用申請

必要があれば手続きを行ってください。（14ページ参照）

- 東大阪市本庁舎14階道路管理課にて、平日の9時から17時30分に対応します。
- 東大阪市が開催する行事などで、利用できない日があります。
- 駅前交通広場の工事などで調整が必要な場合があります。
- 車止めの鍵が必要な場合は、道路管理課で借用してください。なお、当日の貸出しは行っておりません。使用日の直近の開庁日にお越しください。返却日についても、使用期間終了後の直近の開庁日とします。
- その他、関係法令（食品衛生法、消防法、下水道法、建築基準法など）に基づく手続きについても、必要に応じて済ませること。

6. 道路占用許可に必要な書類

書類名	特記事項	様式
① 道路占用許可申請書	申請人の押印は任意	あり
② 駅前交通広場利活用届出書	届出人の押印は任意	あり
③ 位置図	占用場所が明瞭にわかるもの	なし
④ 説明書	利活用の概要がわかる資料	なし
⑤ 計画図	占用物、駐輪場、警備員等のレイアウト(配置)がわかる資料	なし
⑥ 交通規制図	布施警察署と協議した図面を添付	なし
⑦ 現況写真	占用場所が明瞭にわかるもの	なし
⑧ 工程表		なし
⑨ 緊急時連絡体制表		あり
⑩ 副申書、後援名義書など (10ページのイに該当)	地方公共団体が支援する利活用のプレイヤーである場合に必要	なし

- ※ 上記の書類を利活用日の2週間前までに2部提出してください。
- ※ 申請は、利活用日の90日前から受付可能です。
- ※ 申請時に手数料として500円徴収します。(地方公共団体は無料)
- ※ 郵送・メールでの申請受付はしておりません。必ず窓口にお越しください。
- ※ 申請に不備があると利活用日までに許可書を発行できない場合があります。申請は、日にちに余裕をもって提出してください。
- ※ ⑩の書類発行には、相当の日数を要する場合があります。詳しくは、発行する部課にお問い合わせください。
- ※ 様式がある書類は、23ページ以降を参照してください。
- ※ 申請の受付時間は、平日の9時から17時30分です。

東大阪市土木部道路管理室道路管理課

東大阪市荒本北一丁目1番1号 本庁舎14階

TEL 06-4309-3219

7. 利活用料金

「東大阪市道路占用料徴収条例」に基づき、駅前交通広場を利活用(占有)するのに占有料を支払う必要があります。

■占有料

永和駅前交通広場

エリア	占有料	面積	単価
A地区	4,020円/日	803㎡	5円/日・㎡
B地区	860円/日	171㎡	
C地区	210円/日	42㎡	

※C地区は、駐輪場限定使用

俊徳道駅前交通広場

エリア	占有料	面積	単価
A地区	290円/日	57㎡	5円/日・㎡
B地区	340円/日	68㎡	
C地区	570円/日	114㎡	
D地区	860円/日	172㎡	
E地区	1,660円/日	331㎡	
F地区	500円/日	100㎡	

■支払い方法

現金払い	占有許可受取り時に窓口にて支払う。
納付書払い	占有許可日から30日以内に市が発行する納付書で指定する金融機関に納付する。

- 💡 単価は本ガイドライン作成時のものであり、今後、改定に伴い変更になることがあります。
- 💡 時間単位での貸出しは、おこなっておりません。

電気コンセント

駅前交通広場に道路管理者が備え付けている電気コンセントを使用する場合は、道路占用許可申請手続きとは別に、「東大阪市駅前交通広場等における電気コンセント設備使用要綱」に基づき、電気使用申込手続きが必要です。

■使用料

交通広場	場所	コンセント数	使用料
永和駅	1	1500W 1系統 2口	500円/日
	2~4	1500W 3系統 6口	1500円/日
俊徳道駅	1~3	1500W 2系統 4~6口	1000円/日
	4	1500W 4系統 8口	2000円/日

※1系統500円/日

※保安・施設の構造上、場所毎での貸出しになります。コンセント番号毎での貸出しは不可

💡使用上限アンペア

永和駅 1~4 = 各15アンペア

俊徳道駅 1~4 = 合計で60アンペア

■支払方法

現金払い 電気使用申し込み時に窓口にて支払う。

■使用までの流れ

→ 道路占用許可発行後

申込

- ・「駅前交通広場等電気コンセント設備使用申込書」を2部提出
- ・使用料を納付します。

→ 「駅前交通広場等電気コンセント設備使用承認証」発行

鍵借用

- ・分電盤などの鍵の「鍵借用書」を提出

→ 鍵貸出 (使用日直近の開庁日に貸出し)

鍵返却

- ・使用期間終了後の直近の開庁日に返却

電気コンセント

■ 永和駅前交通広場



1 照明灯柱の根元 (2口)



カバーの鍵を開けると
差込み口

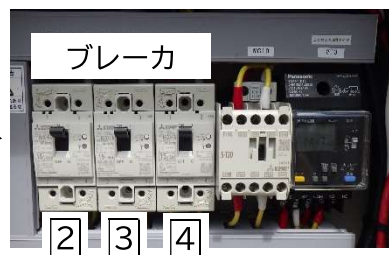


2~4 噴水台の足元 (各2口)

切欠きの中に差込み口



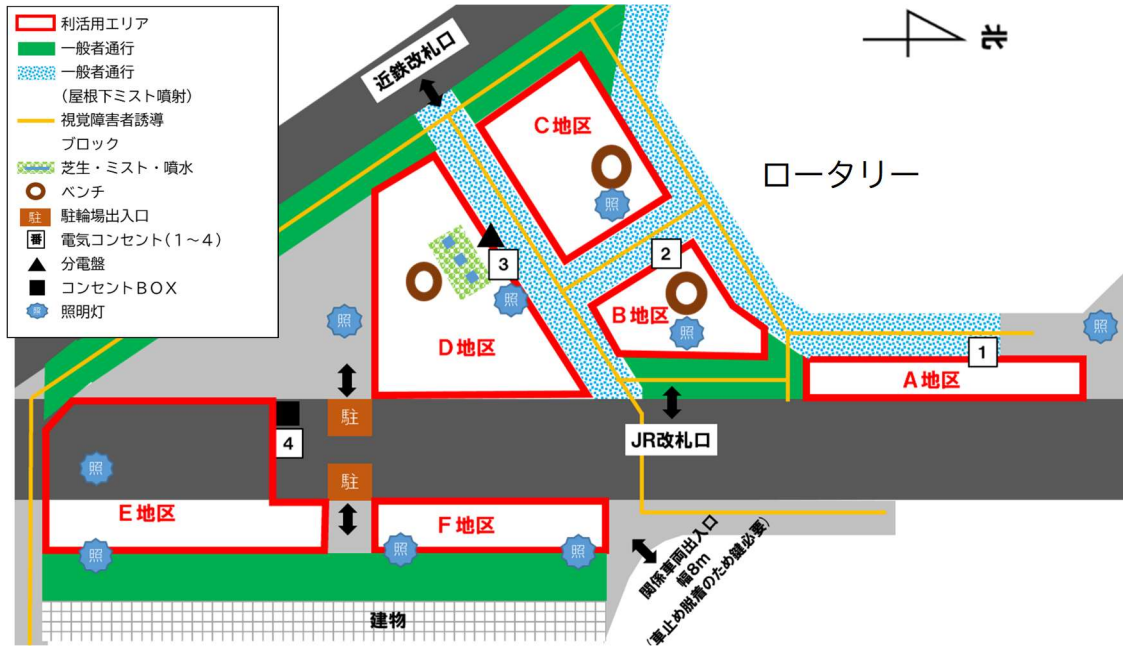
分電盤を鍵で開け、ブレーカをON



※4は時間設定機能を有しています。設定が必要な場合はご相談ください。

電気コンセント

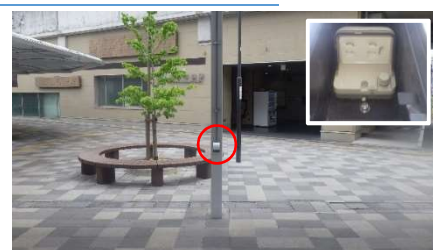
■ 俊徳道駅前交通広場



1 屋根の柱 (2口)



2 屋根の柱 (2口)



※ 1・2 使用について

分電盤を鍵で開け、ブレーカをONし、各プラグをコンセントに差込む

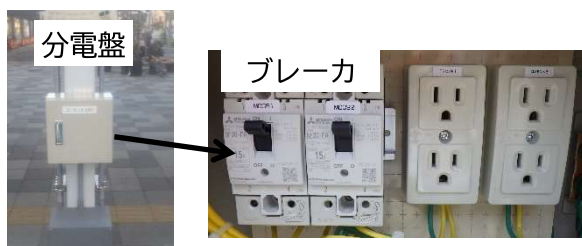


電気コンセント

■俊徳道駅前交通広場

③分電盤の中(2~4口)

分電盤を鍵で開け、ブレーカをON



④コンセントBOX(8口)

コンセントBOXを鍵で開けて使用



- ⚡ コンセントにブレーカが附属されている場合は、使用后、OFFにしてください。
- ⚡ ブレーカが落ちた場合は、使用中止となります。
- ⚡ 使用後は全ての設備の鍵を施錠してください。
- ⚡ 鍵の当日貸出しは行っておりません。必ず、使用日の前日もしくは前日が休日の場合は、開庁している日の直近日にお越しくください。また、返却日は、使用期間終了後の直近の開庁日とします。
開庁日 平日の9時~17時30分 道路管理課窓口
- ⚡ 分電盤などの周囲には、駅前交通広場を運用するための重要な設備が多数あります。触れないようにしてください。

■使用条件

- ① 近隣住民や店舗と事前に説明・理解を得た上で、双方協力し合うこと。
- ② プレイヤーが利活用する場合、噴水・ミスト・照明灯の稼働状況は変更できません。
- ③ ガス及び水道設備はないため、必要に応じプレイヤーにて準備すること。
- ④ トイレはありません。必要に応じプレイヤーにて準備すること。
- ⑤ 参加者などの健康と安全を最優先とした熱中症対策や感染防止対策を講じること。
- ⑥ 来場される方の駐輪場は利活用（占用）範囲で確保すること。
- ⑦ 利用期間中、実施場所における設置物（市の設置物を含む。）の維持管理を行い、清掃などの美化活動に取り組めること。
- ⑧ 占用物は駅前交通広場の構造に支障を及ぼさないものであり、かつ、周辺的环境、美観などを妨げるものでないこと。
- ⑨ 利用期間中における一切のトラブルなどに対し、誠意を持って対応すること。
- ⑩ その他、道路管理者の指示や指導があった場合、速やかに従うこと。

■利用上の注意

- ① 駅前交通広場は噴水やミストなどの水を使用した景観施設があります。気象条件などにより、マルシェなどの店舗が結露などにより水濡れする可能性があります。施設運転の停止や損害に対する損失補償は致しません。店舗などの配置計画や水濡れ対策はプレイヤーで行ってください。
- ② 利用当日、イベントなどの内容に対し苦情などが多数寄せられた場合は、基本的にプレイヤーでの対応となりますが、道路管理者としてイベントの中止や内容変更をプレイヤーへ要請する可能性があります。
- ③ 駅前交通広場で飲食する場合は、シートなどを敷き汚さないこと。

■事故防止

- ① 交通障害やトラブルがないよう、必要に応じて警備員を配置すること。
- ② 電源及び電気機器などの使用時、感電事故などがないよう配慮すること。
- ③ テントなどの風で飛ばされる可能性があるものは飛散対策を施すこと。
- ④ ガスボンベ、発電機など火気の使用は、消防局の指導の下、取扱いに注意すること。

■禁止事項

- ① 許可なく駅前交通広場の現状を変更してはならない。
- ② 実施場所は禁煙とする。
- ③ 噴水・芝生エリアでの、店舗やキッチンカーなど固定施設の設置は認めない。
- ④ 噴水利用者を阻害してはならない。
- ⑤ ドローンの使用は禁止とする。

■関係法令の遵守

- ① 関係法令（道路法、道路交通法、食品衛生法、消防法、下水道法、建築基準法など）を遵守し、関係機関と必要な手続きを漏れなく済ませること。
- ② 関係法令に基づき発行された許可書などを、利用中は携帯すること。

■鍵の貸出しについて

- ① 駅前交通広場を出入りするための車止めの鍵や、電気コンセントを使用するための鍵を借りる際は、使用日の前日もしくは、前日が休日の場合は、開庁している日の直近日にお越しくください。
- ② 鍵の返却は、使用期限の翌日とします。翌日が休日の場合は、開庁している日の直近日にお越しくください。

■交通整理について

- ① 鉄道利用者や通行人をみだりに阻害することのないよう、3 m以上の動線を確保すること。
- ② 併設されている駐輪場への経路及び出入口を塞がないこと。
- ③ 電源を利用する場合、ケーブルなどで養生し、歩行者などの通行の妨げにならないようにすること。
- ④ 視覚障害者誘導ブロックの両端から60 cmの通行幅を確保すること。
- ⑤ 視覚障害者誘導ブロックなどのバリアフリー施設の妨げにならないようにすること。
- ⑥ イベントなどに起因する周辺道路の混雑や違法駐車、及び駐車場満車時の対応（誘導員の配置など）はプレイヤーが行うこと。
- ⑦ 遠方から来場される方には、公共交通機関の利用を呼び掛けること。

■周辺への配慮について

- ① 利活用時間の定めは特にはないが、発生する音、臭い、煙、振動、光などにおいて近隣住民や店舗の生活環境に配慮し、常識の時間の範囲で使用すること。
- ② 利活用で発生する音、臭い、煙、振動、光などの大きさ・強さなどについて、向きを調整するなど、近隣住民や店舗に十分配慮すること。

■鉄道について

自己の責に帰すべき事由による事故・トラブルなどで鉄道の運行に影響が生ずると、鉄道管理者から損害賠償の責任などが問われる可能性があるので留意すること。

■片付け・後始末について

- ① 駅前交通広場にゴミ箱はありません。必ずごみステーションを設置すること。
- ② 発生したゴミや不要物などは、プレイヤーの責任で適正に処分すること。
- ③ 利用期間中に発生した洗い水などの汚水、廃棄油などの処理については、東大阪市下水道部の指導の下、適切に処理すること。
- ④ イベントなどの開催後は、駅前交通広場全域及び隣接道路の清掃を行うこと。清掃が不十分な場合、再度清掃を指示します。
- ⑤ イベントなどの開催後は、全ての施設を原状回復すること。

■災害時などについて

災害時などにおいて、市が必要と判断した場合は、利用期間中であっても一時中止または完全中止を命じ、プレイヤーはその指示に従うこと。

■責任・損害賠償について

- ① 自己の責に帰すべき事由による事故・トラブルなどについては、プレイヤーが一切の責任をもって対応すること。
- ② 駅前交通広場の施設や設備などに損傷・汚損が発生した場合には、プレイヤーの責任において原状回復などを行ってください。原状回復ができていない場合は、別途費用を請求することがあります。

永和駅前交通広場



■ 占用料

エリア	占用料	面積	単価
A地区	4,020円/日	803㎡	5円/日・㎡
B地区	860円/日	171㎡	
C地区	210円/日	42㎡	

※C地区は、駐輪場限定使用

■ 電気コンセント使用料

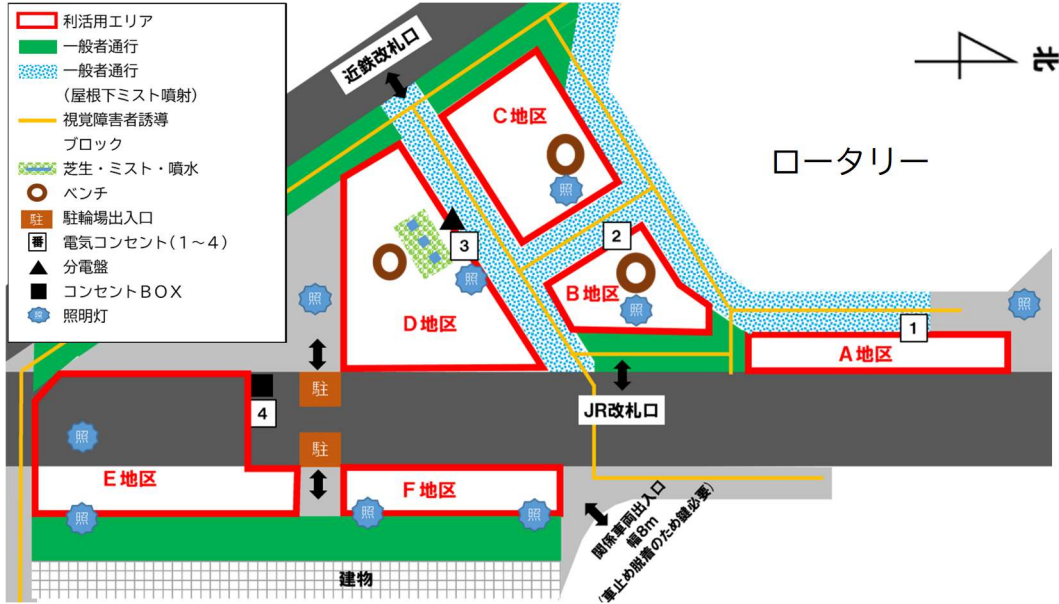
場所	コンセント数	使用料
1	1500W 1系統 2口	500円/日
2~4	1500W 3系統 6口	1500円/日

※1系統500円/日

※保安・施設の構造上、場所毎での貸出しになります。コンセント番号毎での貸出しは不可

※使用上限アンペアは、1~4=各15アンペア

俊徳道駅前交通広場



■ 占用料

エリア	占用料	面積	単価
A地区	290円/日	57㎡	5円/日・㎡
B地区	340円/日	68㎡	
C地区	570円/日	114㎡	
D地区	860円/日	172㎡	
E地区	1,660円/日	331㎡	
F地区	500円/日	100㎡	

■ 電気コンセント使用料

場所	コンセント数	使用料
1~3	1500W 2系統 4~6口	1000円/日
4	1500W 4系統 8口	2000円/日

※1系統500円/日

※保安・施設の構造上、場所毎での貸出しになります。コンセント番号毎での貸出しは不可

※使用上限アンペアは、 1~4=合計で60アンペア

道路占用許可申請書

道路 占 用 許 可 申 請 書
協 議

新 規	更 新	変 更	東大阪土道道第	号
			令和 年 月 日	

令和 年 月 日

(あて先) 東 大 阪 市 長 丁
住 所
氏 名
担 当 者
TEL

道路法 第 32 条 第 35 条 の規定により 許可を申請 協 議 します。

占用の目的			
占用の場所	路線名	車道・歩道・その他 ()	
	場 所	東大阪市 地先	
占 用 物 件	名 称	規 模	数 量
占 用 期 間	令和 年 月 日 から	日間	占用物件 の 構 造
	令和 年 月 日 まで		
工 事 期 間	令和 年 月 日 から	日間	工事実施 の 方 法
	令和 年 月 日 まで		
道 路 の 復 旧 方 法		添付書類	位置図・現況図・計画図・構造図・ 交通規制図・現況写真・※ 工程表
備 考			

記載要領

- 「許可申請 協 議」、「第 32 条 第 35 条」及び「許可を申請 協 議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 「新 規」、「更 新」、「変 更」については、該当する物を○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号、及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄に主たる事業所の所在地、「氏名」の欄には名称、及び代表者の氏名を記載すると共に、「担当者」の欄に所属、氏名を記載すること。
- 申請者（申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。）が氏名の記載を自署で行う場合又は申請者の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては、押印を省略することができる。
- 「場所」の欄には地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを () 書きすること。
- 「添付書類」の欄には道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面、その他必要な書類を添付した場合にその書類名を記載すること。

駅前交通広場利活用届出書

駅前交通広場利活用届出書

令和 年 月 日

(あて先)東大阪市長

届出者 〒
住所

氏名

※届出者は道路占用許可申請者と同一

駅前交通広場を利活用するにあたり、以下のとおり届け出ます。

行事名称				
来場見込み	人			
利活用駅前 交通広場	永和駅前	<input type="checkbox"/> A地区	<input type="checkbox"/> B地区	<input type="checkbox"/> C地区
	俊徳道駅前	<input type="checkbox"/> A地区	<input type="checkbox"/> B地区	<input type="checkbox"/> C地区
		<input type="checkbox"/> D地区	<input type="checkbox"/> E地区	<input type="checkbox"/> F地区
使用日時	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで 日間			
使用時間	時 分 ~ 時 分			
催し	飲食販売	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	物品販売	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	調理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	体験	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
環境	火気使用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	煙	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	電気機器	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	音源・音響	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	排水・汚水	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	光源・照明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
運用	車両搬入	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	入場料	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	警備員等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	駐輪場	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
電気コンセント設備の使用				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
駅前交通広場利活用ガイドラインの記載事項を理解・同意した上で、利用します。				<input type="checkbox"/>

緊急時連絡体制表

緊急時連絡体制表

カテゴリー	連絡先	電話番号
プレイヤー	優先① 氏名	
	優先② 氏名	
	優先③ 氏名	
総合	事件・事故	110
	火災・救急	119
	東大阪市役所(代表)	06-4309-3000
	(業務時間外・休日)	(06-4309-3330)
	東大阪労働基準監督署	06-7713-2027
消防	東大阪市消防局西消防署	06-6788-0119
医療	市立東大阪医療センター(代表)	06-6781-5101
	救急安心センターおおさか	06-6582-7119
	救急医療相談への対応、病気やケガの緊急性についての助言、病気やケガの状態からの応急手当についての助言、適切な救急病院の案内	
	大阪府救急医療情報センター	06-6693-1199
診察が可能な医療機関の案内、救急車を呼ぶほどではないが適切な医療機関がわからない場合など		
占用許可・イベント等のこと	東大阪市道路管理課	06-4309-3219
	(業務時間外・休日)	(06-4309-3330)
施設の破損やトラブル		
イベント等に起因すること	東大阪市道路管理課	06-4309-3219
上記以外	東大阪市土木環境課	06-4309-3218
業務時間外・休日		06-4309-3330
下水	東大阪市下水道維持管理課	06-4309-3254
水道	東大阪市水業局	06-6724-1221
ガス	大阪ガス株式会社	0120-5-19424
電気	関西電力送配電株式会社	0800-777-3081
電話	西日本電信電話株式会社	0120-444-113
その他		

駅前交通広場等電気コンセント設備使用申込書

駅前交通広場等電気コンセント設備使用申込書		
令和 年 月 日		
(あて先)東大阪市長 (道路管理課扱い) 申込者 住所		
氏名		
使用目的		
使用場所	駅前交通広場	道路占用許可書 ID
使用責任者	氏名	
	連絡先	
使用日	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までの 日間	
コンセント番号	(※コンセント番号は、ガイドライン参照)	
使用料	500円/日× 系統(100v 15A) × 日間 = 円	
使用する電気機器	電気機器名	数量
駅前交通広場等電気コンセント設備使用承認証		
上記のとおり承認する。ただし、以下の条件を付する。		
<p>(条件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申込者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 申込の時には、道路占用許可書も提示すること。 3 道路占用許可を受けた目的以外で使用しないこと。 4 本承認書は、電気設備使用中も携帯すること。 5 使用料は、申込時に窓口にて現金で支払うこと。 6 支払った電気料金は返還しない。 7 鍵の貸出しは、原則使用日の前日とする。前日が休日の場合は、開庁している日の直近日とする。 8 鍵の貸出しの際は、借用書を提出し本承認証と身分証明書も併せて提示すること。 9 鍵の返却は、使用期限の翌日とする。翌日が閉庁している場合は、開庁日に最も近い日とする。 10 電源を利用する場合、ケーブル等で養生し、歩行者等の妨げにならないようにすること。 11 点字誘導ブロック等のバリアフリー施設の妨げにならないようにすること。 12 電源及び電気機器等を使用する場合、感電事故等がないよう安全に配慮すること。 13 アンプ等の音響機器を使用する場合は、周辺への環境を配慮すること。 14 電気設備使用後は、施設し原状回復すること。 15 電気設備使用に關係のない周辺機器には触れないこと。 16 使用に際し苦情等があった場合は、使用者にて対応すること。 17 容量を超えて使用しブレーカが落ちた場合は、使用中止となります。 18 鍵を貸出している期間(市へ返却していない期間を含める)、電気使用者の管理不足により東大阪 市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。 19 災害等の緊急の場合、使用期間内であっても、その需要のために利用させること。 20 電気コンセント設備の位置については、本用紙裏面を確認すること。 21 鍵の貸出しについて、「鍵借用書」を1部提出すること。その際、鍵借用責任者の本人確認ができるもの(運転免許証やマイナンバーカード表面の現物)を提示すること。コピーします。 22 その他、市の指示や指等があった場合、速やかに従うこと。 	承認印	
Ver. 2		

鍵借用書

電気コンセント設備
使用承認証受付番号

道路占用許可書ID

鍵借用書

令和 年 月 日

(あて先)東大阪市長
(道路管理課扱い)

申請者 住所

氏名

(責任者)氏名

電話番号

※身分証明書を提示すること。

※電気コンセント設備を使用する場合は、「駅前交通広場等電気コンセント設備使用承認証」を提示すること。

※車止めの鍵を借用する場合は、「道路占用許可書」を提示すること。

下記事項を遵守することを誓約し、鍵を借用します。

1. 目的:

2. 使用場所:

駅前交通広場

3. 鍵の用途: 分電盤 コンセントBOX 照明灯 門扉 車止め

4. 借用日: 令和 年 月 日

5. 返却日: 令和 年 月 日

6. 遵守事項

- ① 目的以外に使用しません。
- ② 鍵の複製は行いません。
- ③ 鍵は第三者に貸し出しません。
- ④ 開錠、施錠は申請者が責任を持って行います。
- ⑤ 万が一、鍵を紛失または破損した場合は、直ちに道路管理課に報告し、その損害の費用は申請者において全額負担します。
- ⑥ 災害等の緊急の場合、借用期間内であっても、そのための需要に利用させます。
- ⑦ その他、市の指示や指導があった場合、速やかに従います。

受理証印

附則

令和7年8月 制定

問 合 せ ・ 申 請 窓 口

東大阪市土木部道路管理室道路管理課(道路管理者)

〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号 本庁舎 14階

TEL 06-4309-3219

FAX 06-4309-3836

時 間 平日 9時~17時30分